



大阪府知事 中川 望外 一名 外國  
勲章受領及佩用允許ノ件  
右謹テ裁可ヲ仰ク  
大正十三年六月二日

内閣總理大臣 子爵 清浦 奎吾



内閣

内閣 外勲第四四号

裏面白紙

賞勳局第一三三

外勳第四四

大正十三年六月二日 内閣書記官

内閣總理大臣了

賞勳局總裁



佛國

フランス オフアシエールドラ  
グランド・ランサン勳章

大阪府知事 中川

望

羅馬法廳

星章附コマンドールサン  
シルバートル勳章

正六位勳三等 稻畑勝太郎

右大阪府知事 中川望外一名ヨリ 頭書日、

外國勳章受領及佩用、儀別紙、通

願出候條御允許相成可然哉此段允

裁ヲ仰ク

本件ハ  
可アリ  
也

内

外勅第四四号

大正十三 六月五

八月二日 内閣書記官

大臣了

賞勲局總裁



大阪府知事 中川 望

正六位勲三等 稻畑 勝太郎

事 中川望外一名ヨリ 頭書日、

受領及佩用、儀別紙、通

御允許相成可然哉此段允

313

本件ハ明旨佩用致度趣ニ付特ニ御裁  
可クテ之ヲ、様可然序取計相成度候  
也

六月二日 賞勲局書記官  
内閣書記官

外國勲章佩用允許狀

大正十三年六月二日

小友儀

佛蘭西保護國安南皇帝より別紙  
写之通り勲記并々勲章贈與相交  
候間是レが佩用方御允許相成度  
此段奉願候也

大正十三年六月二日

大坂府知事 從四位上 中川 望

賞勳局總裁子爵仙石政敬殿

供閱物件目録

ハカラン、オア、シエ、ドラゴン、ドラシン、  
勲章 壹組  
一同勲記 壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

大正十三年六月二日

大阪府知事 從四位下 中川 望

大正十三年五月二十日

# 外國勲章佩用願

羅馬法王<sup>皇</sup>リ<sup>星</sup>コン<sup>章</sup>フ<sup>附</sup>ンドヨール、サン、シルウエストル  
勲章贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀  
被仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供  
閱物件目錄相添、此段相願候也  
大正十三年五月三十日

正六位勲三等稻畑勝太郎 

賞勲局總裁子爵仙石政敬殿

供閱物件目錄

- 一 勲章 壹組
- 一 勲記 壹通
- 一 勲記譯文 壹通

右受領佩用免許相願候<sub>ニ</sub>付差出候也

大正十三年五月三十日

正六位 勲三等 稻畑勝太郎



教皇ピウス第十一世

愛子よ(汝に)敬禮と教皇の掩祝を。

我は我尊敬する所の兄弟エデッサの司教  
日本帝國へ派遣の我使節の證明に依り  
汝は特に名望ある者にして大阪教區内  
に於ける公教の事業に對し大に功勞あ  
ることを知りたり故に右證明者の希望  
を容れ適當なる褒賞を以て汝の功勞に  
報いんがため光榮ある騎士の資格を授  
け汝を表彰せんと欲す。

故に此書翰を以て汝を教皇聖シルヴェレル  
級の騎士(少佐格)に叙したることを證  
明し且此光輝ある騎士の列に上ぐ、依て  
汝に此階級の制服を着用することを許  
す且其徽章即ち大形八角白地にして中  
央に教皇聖シルヴェレルの肖像を印せ  
る金の十字架を赤と黒の色分にして小  
口赤の絹の紐を以て頸に懸けることを  
得且我汝に對する好意の深きことを表  
するため尚銀の大徽章を左の胸部に佩



用する特権をも授く制服又は徽章の佩用に誤なきやう其雛形を汝に送ることを命じたり。

ローマ聖ペトロ、漢者の印綬 壹千九百二十三年五月二十七日  
教皇即位二年

愛子稲畑勝太郎

ローマ聖省書記官  
カルデナル、ペ、ガスパリ